

平成 22 年 5 月 25 日現在

研究種目： 基盤研究 (C)
 研究期間： 2007～2009
 課題番号： 19560645
 研究課題名 (和文) 国際社会における文化財保護と日本—国際条約・憲章・勸告の成立と日本の文化財概念—
 研究課題名 (英文) Protection of the Cultural Properties in the International Society and Japan – Japan’s role of the adoption of the international conventions, recommendations, and charters –
 研究代表者：
 平賀 あまな (HIRAGA AMANA)
 筑波大学・大学院人間総合科学研究科・研究員
 研究者番号： 90436270

研究成果の概要 (和文)：

ユネスコによる国際条約・憲章・勸告といった国際協力による文化財保護をおこなうためのシステムに注目し、国際社会における文化財保護に日本が果たした役割を考察した。日本の専門家は、1950年代から日本独自の文化財保護概念を主張し、それ以降の国際社会における文化財概念の発展に影響を及ぼしたことを明らかにした。日本の文化財保護概念は、国際社会からの一方的な影響を受けていただけではなく、相互に与え合った影響があることが確認された。

研究成果の概要 (英文)：

This research shows the Japan’s role of the protection of the cultural properties in the international society, through the adoption of the UNESCO’s international conventions, recommendations, and charters. Since 1950’s, Japanese specialists had insisted on its original concepts internationally, and the concepts had had influence on the development of the international concepts of the cultural properties. It shows us that Japan and international society have had influence each other.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：工学

科研費の分科・細目：建築史・意匠

キーワード：建築史

1. 研究開始当初の背景

どのような価値を持つものを「文化財」と認識し、どのように「保存」するかは、その国独自の歴史や文化など社会的諸要因を反映している。また文化財は、それらが所属する文化の文脈の中で考慮、評価されるべきで

あるという、「文化の多様性」の尊重が今日の主要な流れとなっている。複数の異なる「文化財保存」理念を持つ国家が参加する国際協力による保存修理事業をおこなう上で、それらの多様性をも包括した普遍的な国際協力システムの構築と理念の形成が求めら

れている。

本研究は、特にユネスコによる国際条約・憲章・勧告といった国際協力による文化財保護を行うためのシステムに注目し、国際社会における文化財保護概念に日本が果たしてきた役割と、相互に与えあった影響について明らかにするものである。

西欧諸国とは異なるアジアの気候と文化に基づいた「文化財保存」理念を持つ日本が理念を構築し、積極的に発信していくことは、文化の多様性を包括した普遍的な国際協力システムの構築に貢献するものであると考えられる。日本の文化財保護の基盤となる文化財保護法は 1950 年に制定され、新たに導入された無形遺産を含めた全く新しい概念としての「文化財」が誕生した。保護法には名勝・天然記念物に見られるように、日本独自の動植物や、文学と関わる景色など自然をも文化財と認識する日本独自の文化財概念が現れている。

また、明治以来の木造建築の修理を基盤とした技術を蓄積してきた日本の文化財概念は、石造文化を中心とした西欧諸国の概念とは異なるものであるように考えられてきた。しかし、1992 年に日本が世界遺産条約に加盟したことを機に 1994 年にユネスコと文化庁の後援により開催された「オーセンティシティに関する奈良会議」は、それまでのオーセンティシティの概念を大きく変え、その後の文化の多様性を尊重する潮流をつくり出した。2003 年には日本の主導によって「無形遺産の保護に関する条約」が採択された。このように日本が国際的な文化財概念を生み出すイニシアチブをとることは今後ますます多くなると考えられることから、これまでの国際社会における文化財保護概念に日本が果たしてきた役割と、相互に与えあった影響を明らかにすることは、日本の文化財保護分野での国際参加において必要不可欠であると考えられる。

文化財保護に関する日本の国際協力の歴史については、河野靖『文化遺産の保存と国際協力』（風響社、1995）、斎藤英俊他『文化協力における民族と国家』（総合研究開発機構、1995）といった研究があるが、国際協力事業や技術的側面についての研究がほとんどであり、「何を」「どう」残すことが文化財の保存であるかという、文化財概念、哲学についての研究があまりなされてこなかった。しかし、日本はユネスコ発足 5 年後の 1951 年にユネスコに加盟し、すぐに専門家が国際会議へと参加し、国際条約・憲章・勧告の成立にも関与していたと考えられる。日本の専

門家は国際的な場において日本の文化財概念を主張し、さらに国際的な場で得た知識を日本の文化財保護法の発展に活用するという相互の影響関係があったと考えられる。これらの事例はこれまで詳細が明らかにされていないが、日本の国際貢献の最初期の例として非常に重要なものであり、それらの活動がどのような文化財概念に基づいて行われたかを明らかにすることは、今後の日本の国際協力のあり方を考える上で重要であると考えられる。

2. 研究の目的

本研究では、ユネスコの文化財保護分野での以下の条約・憲章・勧告について、その成立に果たした日本の役割とそこにみられる文化財概念を明らかにする。また、個々の条約・憲章・勧告に関する分析のみではなく、日本のユネスコ加盟以降の議論全体を通じた文化財保護概念についても考察する。

さらに、1975 年の伝統的建造物群保存地区制度の導入などの国際的な文化財保護概念の動きが日本の文化財保護法の発展に与えた影響といった、国際社会と日本の文化財保護概念との相互関係についても明らかにする。

資料としては、東京文化財研究所、明治村所蔵の「関野克資料」、博物館明治村館長飯田喜四郎博士所蔵資料、ユネスコ、イコモス等の国際機関所蔵資料を主に用いる。関野克（1909-2001）は東京大学教授として建築史の教育と研究に携わった。1950 年の文化財保護法制定に伴い設置された文化財保護委員会の初代建造物課長に任命されるなど、建築史学と文化財保護行政の両分野で指導的、中心的役割を果たした。また日本のユネスコ加盟の翌年である 1952 年からユネスコ政府専門家委員会に委員として出席するなど、日本の文化財保護分野における国際協力の第一人者としても注目できる。「関野克資料」には、ユネスコ等による条約・憲章・勧告の作成に関する国際会議議事録、書簡類、各国の見解、日本国内での会議書類、個人的な意見をまとめた報告書などが含まれていることから、これらの資料を詳細に分析することにより、国際条約・憲章・勧告への日本の関与や批准への取り組み、それらに見られる文化財概念について明らかにすることができる。また、日本の文化財保護行政やその展開に関する資料も多く含まれていることから相互の影響を明らかにすることができる。

ユネスコ、イコモスなど国際機関関係者を

含む、当時を知る専門家へのヒアリングを行い、記録として収集する。東京国立文化財研究所の所長であった伊藤延男博士、明治村館長・飯田喜四郎博士らは、国際条約・憲章・勧告の作成のための会議にも出席し、文化財分野の日本の国際参加において重要な役割を果たしている。また、学習院女子大学教授・野口英雄博士は、ユネスコパリ本部文化遺産部アジア太平洋ヨーロッパディレクターとしてボロブドゥール遺跡修復事業など国際協力事業に早い時期から携わっている。これらの諸氏の協力を得られる点はこの研究の有意義な点であり、この他にも国際機関担当者を含む関係者のヒアリングをおこない、収集することは現在が正に適した時期であり、次の世代の研究にも役立つ資料となると考えられる。

3. 研究の方法

(1) ユネスコの国際条約・憲章の成立に見られる日本の役割と文化財概念について。

① 独立行政法人東京文化財研究所所蔵の「関野克資料」、明治村館長飯田喜四郎博士所蔵資料に含まれる国際条約・憲章の成立経緯に関する議事録、書簡、メモ、レポートなどの分析。

② ユネスコ、イコモスなど国際機関所有の関連資料の収集・分析。

③ 当時の新聞、雑誌、書籍等関連資料の収集・分析。

④ 国内外の関係者へのヒアリング。

(2) 日本の文化財保護法の範囲と国際条約・憲章・勧告で議論された文化財概念の相違について、及び、日本の文化財保護制度の発展と国際社会による文化財保護の影響について。

① 文化庁、独立行政法人東京文化財研究所所蔵の「関野克資料」、川崎民家園所蔵「大岡實博士文庫資料」に含まれる文化財保護法の解釈、拡大等に関する資料の分析。

② 当時の新聞、雑誌、書籍等関連資料の収集・分析。

③ 関係者へのヒアリング。

4. 研究成果

本研究は、ユネスコによる国際条約・憲章・勧告といった国際協力による文化財保護をおこなうためのシステムに注目し、国際社会における文化財概念に日本が果たしてきた役割と、相互に与えあった影響について明らかにした。

(1) 2007 年度

初年度である平成 19 年度には、ユネスコ

の文化財保護に関する初めての国際条約である「武力紛争の際の文化財保護のための条約」(1954 年採択)、またユネスコによる景観保護についての初めての国際勧告「風光の美と特性の保護に関する勧告」(1962 年採択)に注目し、その成立過程の議論から各国の意見を分析し、景観保護導入期の国際的な理解を明らかにした。研究に際しては、東京文化財研究所所蔵関野克資料、博物館明治村所蔵資料、国際機関であるユネスコ、イコモス所蔵資料を資料として用い、研究への理解を得たうえで関係者へのヒアリングをおこなった。その結果、特に日本は名勝保護制度を今日の文化的景観保護につながる文学や芸術にかかわりを持つ自然景観として文化財としての保護を主張していたこと、当時、日本の名勝保護制度は国際的にも数少ない景観保護制度とユネスコにおいても認識されていたことが明らかになった。また日本の文化財保護制度と国際憲章で議論された文化財概念の相違についての比較のため、各国の文化財概念についても調査をすすめた。今年度はイタリア、ドイツの文化財保護制度、特に景観保護政策について調査をおこない、日本の文化財制度との比較をおこなった。研究協力者であるウーゴ・ミズコがイタリア・ミラノ工科大学、ドイツ・レーゲンスブルグ旧市街保存地区で調査をおこなった。

(2) 2008 年度

平成 20 年度には、ユネスコによる景観保護についての国際勧告である「風光の美と特性の保護に関する勧告」(1962 年採択)、歴史的建造物群保存制度の先駆けとなった国際勧告である「歴史地区の保全及び現代的な役割に関する勧告」(1976 年)について特に注目し、その勧告に見られる文化財概念と日本の文化財保護制度との比較研究を行った。日本では 1975 年に文化財保護法が改正され、伝統的建造物群保存地区制度が導入されている。歴史地区の保護という考えが条約や勧告に導入されたのは「武力紛争の際の文化財保護のための条約」(1954 年採択)が最初であり、それ以降拡大してきた。日本でも 1960 年代から民家調査を通じて歴史的集落の保護が注目を集めていたが、国際会議等に参加する専門家を通じて、すでにユネスコ等で注目されている歴史地区の保存に関する情報が伝えられ、京都奈良における国際シンポジウムの開催を含む国際的な動きが影響を与えていたと考えられる。その影響を明らかにするため、日本の文化財保護制度の成立経緯や当時の文化財保護概念についても調査

研究をおこなった。また歴史地区の保護制度について比較するためドイツの制度の調査をおこなった。研究代表者である平賀あまながドイツ・ライン川中流域保存地区において調査をおこなった。

(3) 2009 年度

最終年度である平成 21 年度においては、これまで 2 年間の研究を総括した。

ユネスコの最初の文化財保護に関する条約である「武力紛争の際の文化財保護に関する条約」(1954 年)、またユネスコによる景観保護についての初めての国際勧告である「風光の美と特性の保護に関する勧告」(1962 年)、さらに伝統的建造物群のような歴史地区の保護についての「歴史地区の保全及び現代的な役割に関する勧告」(1976 年)を中心に、その成立の経緯とそこに示された文化財概念を考察し、日本の専門家による国際的な文化財保護概念の主張を分析し、日本の文化財概念との比較検討をおこなった。

さらに、日本の文化財保護法についても詳細に検討しなおし、国際社会における文化財保護概念との関係を考察した。また、ドイツ、イタリアでの調査で明らかになった両国の文化財保護概念との比較も試みた。その結果、日本の文化財保護に独特の考え方である、名勝、天然記念物の概念は、1950 年代から国際社会に対してその保護の必要性を日本の関係者は主張しており、それ以降の国際社会における文化財概念の発展に関係をしていたことが明らかになった。これは、今日の無形文化遺産保護における日本のイニシアティブに通じるものである。また、1975 年に文化財保護法の改正により、日本で伝統的建造物群保存地区の保護制度が導入されたことに対する、「武力紛争の際の文化財保護のための条約」(1954 年採択)に始まり、「歴史地区の保全及び現代的な役割に関する勧告」(1976 年)に至る国際社会における歴史地区の保護に対する概念の影響を考察した。以上から、日本の文化財保護概念は、国際社会からの一方的な影響を受けていただけではなく、相互に与え合った影響があることが確認された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 5 件)

①境野飛鳥、齋藤英俊、大和智、平賀あまな : 「GHQ/SCAP 文書内の文化財保護法草案・法案の分析・考察 文化財保護法の成立過程に関

する研究 その 1」、『日本建築学会計画系論文集』、第 647 号、pp. 253-262、2010 年 1 月号、査読有

②藤岡麻理子、平賀あまな、齋藤英俊 : 「1954 年ハーグ条約に基づく軍隊に対する文化財保護の教育と普及—『武力紛争の際の文化財の保護に関する条約』の履行状況とその課題 その 3—」、『日本建築学会計画系論文集』、第 642 号、pp. 1935-1943、2009 年、査読有

③平賀あまな、齋藤英俊 : 「武力紛争の際の文化財保護のための条約 (1954 年ハーグ条約) 批准に向けた日本の活動—国際社会における文化財保護と日本 その 3—」、『日本建築学会計画系論文集』、第 628 号、p. 1409-1415、2008 年、査読有

④藤岡麻理子、平賀あまな、齋藤英俊 : 「1954 年ハーグ条約の定める軍隊の組織、規則、命令等に関する規定の履行状況—『武力紛争の際の文化財の保護に関する条約』の履行状況とその課題 その 2—」、『日本建築学会計画系論文集』、第 629 号、pp. 1657-1664、2008 年、査読有

⑤藤岡麻理子、平賀あまな、齋藤英俊 : 「1954 年ハーグ条約に基づく履行状況報告書とその内容—『武力紛争の際の文化財の保護に関する条約』の履行状況とその課題 その 1—」、『日本建築学会計画系論文集』、第 626 号、pp. 897-903、2008 年、査読有

[学会発表] (計 1 件)

①平賀あまな : 「国際社会における景観保護導入期の議論と日本の名勝保護」、日本建築学会、2008 年 9 月 20 日、広島大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

平賀 あまな (HIRAGA AMANA)

筑波大学・大学院人間総合科学研究科・研究員

研究者番号 : 90436270

(2) 研究分担者

齋藤 英俊 (SAITO HIDETOSHI)

筑波大学・大学院人間総合科学研究科・教授

研究者番号 : 30271589

(3) 研究協力者

ウーゴ ミズコ (UGO MIZUKO)

学習院女子大学・国際文化交流学部・准教授